



【3. 届出を必要とする行為の確認】 1. 区域と 2. 施設 から該当するものにチェック☑

都市機能誘導区域に関するもの

開発行為	都市機能誘導区域外で誘導施設の建築を目的とした土地区画の形質変更	<input type="checkbox"/>
建築等行為	① 都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の新築 ② 都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物とするための建築物の改築 または用途変更	<input type="checkbox"/>
休廃止	都市機能誘導区域内で誘導すべき誘導施設を廃止若しくは休止する行為	<input type="checkbox"/>

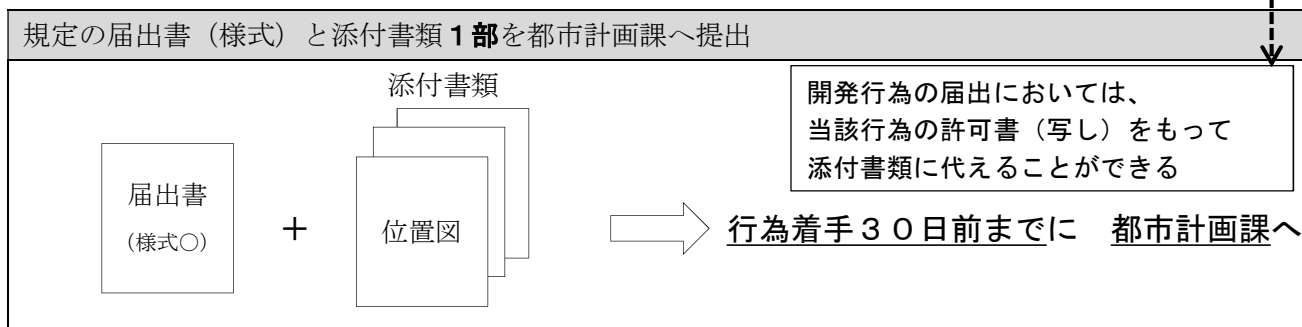
居住誘導区域に関するもの

開発行為	居住誘導区域外で住宅の建築の用に供する目的で行う土地区画の形質変更で、その規模が3戸以上または1,000㎡以上のもの	<input type="checkbox"/>
建築等行為	① 居住誘導区域外で3戸以上の住宅の新築 ② 居住誘導区域外で3戸以上の住宅とするための建築物の改築または用途変更	<input type="checkbox"/>

↓  
いずれにも該当しなければ届出不要

【4. 届出】 3で届出が必要な行為に該当する場合、土地政策課において確認

「開発基準許可指導基準」または「市街化調整区域における開発許可制度の運用基準」の適用を受けるものとして、土地政策課または北部都市整備事務所で許可を受ける行為	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------



【届出制度の詳細・様式等】

浜松市ホームページ [立地適正化計画](#)

都市整備部 都市計画課 TEL : 053-457-2371 E-mail : [toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp)